

■平成 27 年度 第 3 回佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会 議事概要

日時：平成 28 年 2 月 24 日（水） 9：30～10：55

会場：あいぽーと佐渡 ホール

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）協議

①福祉有償運送の登録申請について

3. そ の 他

4. 閉 会

・・・会議の出席状況・・・

所属	職	氏名	出欠
佐渡市	交通政策課長	渡邊 裕次	
佐渡市	社会福祉課長	鍵谷 繁樹	
佐渡市	高齢福祉課長	後藤 友二	
新潟交通佐渡(株)	代表取締役社長	大嶋 徳之	代理 富井次長
佐渡地区ハイヤー協会	副会長	後藤 正一郎	
新潟交通佐渡労働組合	執行委員長	本間 真佐栄	欠席
北陸信越運輸局 新潟運輸支局	首席運輸企画専門官	白砂 千佳	
佐渡市社会福祉協議会	常務理事	浅井 賀康	欠席
民生児童委員協議会	民生児童委員	渡部 謹一郎	
老人クラブ連合会	会長	計良 益夫	
社会福祉法人 佐渡ふれあい福祉会	事務長	金子 正人	
長岡技術科学大学大学院	教授	佐野 可寸志	欠席

事務局

所属	職	氏名	
交通政策課	課長補佐	高津 孔	
交通政策課	交通対策係 主任	長尾 啓介	
高齢福祉課	課長補佐	野田 正史	
社会福祉課	障がい福祉係 係長	小林 洋	

・ ・ ・ 議事概要 ・ ・ ・

1. 開会

2. 議事

(1) 協議

①福祉有償運送の登録申請について

資料No.1、2-1、2-2、3 について事務局から説明

【質疑応答・意見】

・ 資料から福祉タクシーの充分でない状況については理解するが、具体的にこの事業者の利用者からタクシーの要望を受けたことは多くなく、現状で足りているのではないか。

(委員)

⇒申請の事業者から福祉輸送が十分に確保されている状況でないと聞いており、資料2-1 のとおり福祉タクシー事業者からの聞き取り状況からも客観的に足りていない状況があるものと考えている。(事務局)

・ 利用者の立場からすると従来からあるタクシーに加えて選択の幅が広がりより安心して暮らしやすくなると思うので是非進めていただきたい。一方でタクシー事業者の厳しい現状も理解できるが、益々増える高齢者へ対応するためにも必要なものだと思う。(委員)

・ 今回申請の事業者の輸送対象者はこの施設の利用者20名に限られるということで良いか。(委員)

⇒申請内容のとおり施設の利用者のみとなります。(事務局)

⇒当初の届出から施設の利用者が増減する場合の取扱はどうするのか。(会長)

⇒今回申請いただいている利用者区分は要介護者及び要支援者となっています。この区分の中で市の福祉有償運送対象者審査会の審査を経て増減するものについては届出の必要はありません。区分外の例えば障がい者の方を登録する。施設利用者以外を登録するといった場合には改めて届け出る必要がありますのでこの運営協議会で再度協議いただく必要があります。(事務局)

・ 福祉有償運送の登録の期間について説明を願います。(会長)

⇒初回登録時は2年間、更新時において重大な事故や違反の無い場合に3年間の登録期間となります。更新時においては改めて福祉輸送の需要と供給について確認したうえで更新を認めるかどうかの判断を運営協議会で行います。(事務局)

⇒2年間輸送サービスを提供する間に、市内の福祉輸送の状況が変われば、例えば一

般のタクシー事業者が大幅に福祉タクシーを増台するなどそういった状況があれば更新について検討をするということになりますか。(会長)

⇒そのとおりです。(事務局)

○輸送の必要性について確認し、原案のとおり承認された。

4. その他

・旅客輸送については営業ナンバーで行うことが原則であるということをもとに理解いただきたい。自家用有償旅客運送についても安全の確保は基本ですが、あくまで自家用車であり営業ナンバーよりも経費がかかりません。このことを安易に捉えて自家用有償運送を広げるということではなく、必要な輸送サービスがどうしてもタクシーだけでは足りないので自家用有償運送を認めるという基本の認識をしておいていただきたい。(委員)

5. 閉会

以 上